**様式1**

　　　　　年金事務所 　　　　御中

　埼玉県農協健康保険組合　　御中

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は　　　　　　　　　　　　　を行っており、毎年、4月から6月の間は、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　のため繁忙期となることから、健康保険および厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条および厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」（年間）にて決定していただくよう申立てします。

　なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 事業所所在地 |  |
| 事業所名称 |  |
| 事業主氏名 |  |
| 連絡先 |  |

※この申立書は、原本を2通（健康保険1部、厚生年金保険1部）作成の上、ご提出ください。

記入例

**様式1**

事業所の所在地を管轄する年金事務所名を記入してください。

　浦和年金事務所 　　　　御中

　埼玉県農協健康保険組合　　御中

業種は正確に、年間報酬の平均で算定することの理由は具体的に記入してください。

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は茶の栽培・販売業を行っており、毎年、4月から6月の間は、一番茶の収穫時期であり茶葉摘み取りのため、例年従業員に所定労働時間を超えた時間外労働を命じている状況であるため、繁忙期となることから、健康保険および厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条および厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」（年間）にて決定していただくよう申立てします。

　なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出日 | 〇年7月1日 |
| 事業所所在地 | さいたま市浦和区高砂〇-〇〇－〇 |
| 事業所名称 | 〇〇農業協同組合 |
| 事業主氏名 | 健　保　　和男 |
| 連絡先 | 048-123-〇〇〇〇 |

※この申立書は、原本を2通（健康保険1部、厚生年金保険1部）作成の上、ご提出ください。